

先進レーダ衛星(だいち4号)観測データ・サービス事業

提案要請書

B改訂 2024年11月

A改訂 2024年8月

2024年7月

宇宙航空研究開発機構

1. 目的

国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構（以下、「JAXA」という。）が計画している「先進レーダ衛星（以下「だいち4号」という。）観測データ・サービス事業（以下「本事業」という。）」を実施する相手方（以下「事業者」という。）を選定するために必要な提案書の提出にあたっての要領を定める。

2. 適用文書

以下の文書は本提案要請書で引用する範囲で本文書の一部とする。

- (1) ALOS-4データ配布方針 (FTR-230017)
- (2) 先進レーダ衛星 (ALOS-4) PALSAR-3標準プロダクト定義書 (FTR-240030)
- (3) 地球観測衛星データの配布の考え方 (FTA-170034)
- (4) 高分解能観測データ等にかかる配布管理措置 (FTA-170035)

3. 提案書の作成条件

3.1 概要

だいち4号は、日本国政府が100%出資して開発した、だいち2号搭載のLバンド合成開口レーダ (PALSAR-2) を継承する SAR 衛星である。防災先進国である日本が長年培ってきた Lバンド SAR の強みである地殻・地盤変動等の観測を更に進化させるため、広域・高分解能観測に必要な技術開発を行い、高精度な変動監視を実現し、だいち2号のミッションである全天候型の災害観測、森林観測、海洋状況把握（海水監視、船舶動静把握等）等を継続し、より高度な活用を図るとともに、高頻度観測による時系列解析により、インフラ老朽化対策等を通じて国土強靱化に貢献する事を目的としている。だいち4号は、2024年7月に打ち上げられた。だいち4号初期校正検証終了後（打上げから半年後程度を想定）からユーザへのだいち4号のデータ（以下「だいち4号データ」という。）提供を開始する予定である。また、だいち4号の設計寿命は打上後7年間となっている。

JAXAは、だいち4号観測データ・サービス事業を官民連携で拡大していく中で、将来的には民間事業者が主体となった一般ユーザへのデータ・サービス提供を目指している。本提案要請では、2027年度までの期間において、だいち4号データの一般ユーザに向けたデータ・サービス事業を行う事業者を公募する。**事業者事業実施を希望する者**は、次項以降に示す前提条件の範囲で、提供可能な事業の内容を提案し、JAXAはその提案内容に基づき事業者を選定する。2028年度以降の枠組は、今回選定する事業者の実績と、並行して実施する事業化

B

実証¹の結果及び電波利用料の動向も踏まえた上で、民間事業者からのデータ・サービス提供へのさらなる移行を目指して別途検討する。

なお、本提案要請は、「平成26年度～平成28年度 だいち2号及びだいちの運用及び観測データの一般配布」とは別の提案要請であり、新規に複数の事業者を選定するものである。

3.2 基本的考え方

- (1) だいち4号観測データ・サービス事業は、JAXAから事業者を介して一般ユーザに提供する(図1参照)。なお、大規模災害時には、JAXAから被災地域の観測データ(限定量)を非商用目的での利用を条件として無償で公開することがある(だいち2号の例²と同等を想定)。
- (2) 事業者は、一般ユーザに対して、事業者が定めた価格(事業者が提案書で提案し、JAXAが了承した価格)にてデータ・サービスを提供する。
- (3) 本事業においては、不特定多数の一般ユーザが任意の対象領域のだいち4号観測データ(JAXAが事業者に提供する、だいち4号搭載のPALSAR-3が観測したデータを処理した2項(2)で定義する標準プロダクト、以降は「だいち4号データ」)にアクセスできる仕組み(だいち4号データそのものの配布やクラウドプラットフォーム上での提供等)を必ず含めたうえで、だいち4号データから作成した付加価値製品(定義は2項(1)参照)あるいはだいち4号データから抽出した情報の提供サービス事業も含まれることが望ましい。また、これらについては提案期間の3年間およびその後のデータ・サービスの拡大に向けた構想(民間ベースのデータ・サービス提供への移行など)が提案に含まれることが望ましい。
- (4) JAXAは事業者からの要求に応じてだいち4号データを提供し、JAXAがシーン単位で設定するデータ処理・配布実費(以下「実費」という。)を徴収する。また、JAXAは、事業者の事業実績に応じて利用料(だいち4号

¹ 民間事業者によるソリューションサービスへの移行を目指して2021年度から実施中のJAXA主導の枠組であり、事業化実証参加業者(別途選定)に対してJAXAからデータを提供する。現在はだいち2号アーカイブデータを用いた事業成立性を実証中。だいち4号データ配布開始後は、だいち2号及びだいち4号アーカイブデータを用いた事業成立性実証を実施予定。

² https://www.eorc.jaxa.jp/ALOS/jp/dataset/open_and_free/palsar2_l11_l22_j.htm#disaster

データの知的財産利用に対する対価)を事業者より徴収する。

(5) 事業者は、本事業の実績報告書を JAXA に提出する。

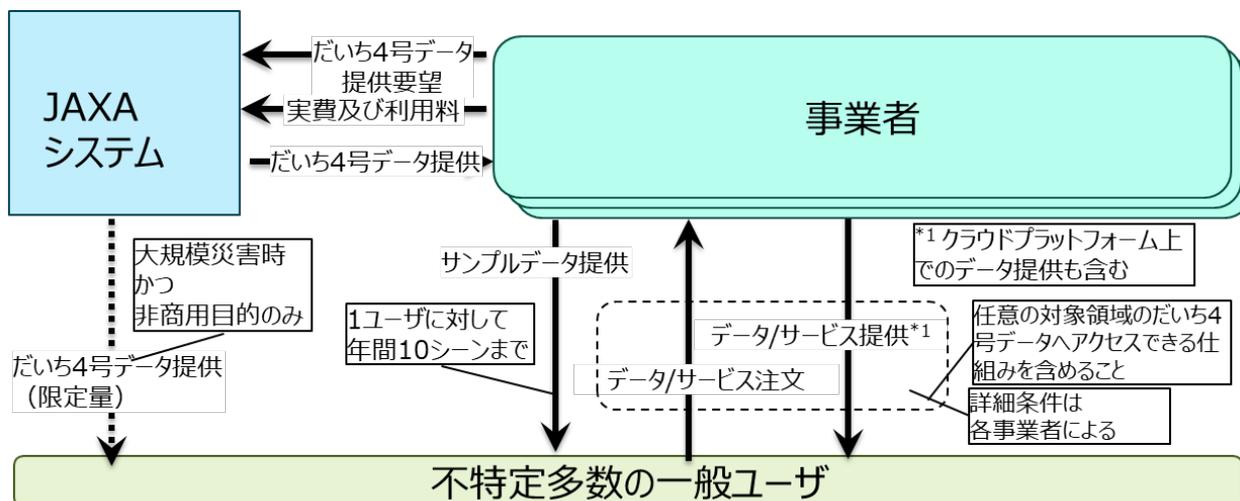


図1:一般ユーザへのサービス提供枠組(2027年度まで)概要

3.3 提案書作成における前提

(1) だいち4号 観測データ・サービス事業

JAXA は事業者に対し、本事業の非独占の通常実施権を許諾する。対象データは※1のとおりであり、希望する事業者は、JAXA との間で締結する事業契約書に基づき、事業者が提案書で提案し、JAXA が了承した価格にて、データ・サービス提供を行う。なお、だいち4号の観測要求受付は本事業の対象外とする。

(2) だいち4号 データの利用動向報告および利用促進

事業者は、本事業に関連して一般ユーザから収集した情報（観測に関する要望、データ処理に関する要望、等）をとりまとめてJAXAに報告する。なお、一般ユーザの利用拡大に資するとJAXAが判断した観測要望は、JAXAの観測計画に反映することを検討する（反映することを必ずしも保証するものではない）。また事業者は、一般ユーザの拡大に努めるべく、利用促進を行う。

(3) 実績の報告、実費及び利用料の納付

事業者は、本事業を行うための委託先または下請け先である下請業者（代理店等を含む）による提供分も含め(1)の実績を 毎年JAXA に報告するとともに、JAXAから事業者へのデータ提供実績に応じた実費及び事業者の売上に応じた利用料を納付する（実費及び利用料は事業契約書に基づきJAXAへ納付）。報告期限は毎年5月末日とし、実費及び利用料の納付期限は、請求書発行日の翌月末日とする。

- ① 実費：だいち4号データ1シーン(※2)あたり16,000円 × JAXAから提供したシーン数
- ② 利用料：だいち4号データ・サービス事業実績の売上 × 10%

ただし、だいち4号データ以外のデータも含めた事業の場合、だいち4号データの按分を考慮した利
用料とする。按分の考え方については後述の提案書の中で提案すること。

ただし、初回契約締結前の1ユーザに対して年間で10シーンまではサンプルデータとして配布することを可能
とし、上記の提供実績及び事業実績の対象外とする。なお、初回の契約締結後は、同一ユーザとの変更契約
またはその他の契約の締結にかかわらず(同一ユーザに対して異なるサービスを提案する場合も含む)、当
該ユーザに対してサンプルデータを提供する場合は、提供実績及び事業実績の対象とする。

B

※1 対象データの種類

① だいち4号データ

標準プロダクトである PALSAR-3 データ レベル 1.1/1.2/1.5/2.1 (今後JAXAが標準プロダクトを追加す
る場合には当該プロダクトも対象とする)

② だいち4号データをもとに、事業者が自ら加工した付加価値製品、高次付加価値製品

※2 シーン定義

観測モード	スポットライト	高分解能 3m、6m	高分解能 10m	広域観測
シーン幅	観測幅と同じ	55 km程度	70 km程度	観測幅と同じ
シーン長	観測幅と同じ	70 km程度	70 km程度	355 km程度

3.4 実施期間

2項(1)のデータ配布方針が確定しているのが2027年度までであるため、だいち4号データ・サービス事業、
利用動向報告及び利用促進の実施期間は以下のとおりとする。なお、2028年度以降の状況により、実施期間
を延長する可能性はあるが、保証の限りではない。

・だいち4号初期校正検証終了後(打上げから半年後程度を想定)もしくは契約締結日のいずれか遅い時点か
ら2028年3月31日まで。

・但し、実費及び利用料に関する報告に係る業務は、2028年5月31日までとする。

3.5 本事業における留意事項

(1) 法令の遵守、許認可の取得

本事業を行うにあたり、事業者はわが国の法令を遵守しなければならない。

(2) 提供制限

本提案要請書に定めるあらゆる規定に関わらず、日本国政府からの要請等に基づきJAXAがだいち4号デー
タの提供制限につき要請を行った場合には、事業者は当該だいち4号データ・サービスを提供することができな

い。

(3) だいち4号の機能停止の際の取扱い

不具合その他事由により、JAXAからのだいち4号データの提供ができない結果、事業者が生じた損害（機能停止前後における間接損害を含む）につき、JAXAの故意または重過失による場合を除き、JAXAは賠償の責を負わない。事業者は上記場合において既にJAXAから取得しただいち4号データを用いて、引き続き事業を行うことができる他、JAXA及び事業者は本事業に係る契約、計画書等の見直しを協議する。JAXAはだいち4号の機能の継続を保証するものではない。

4. 提出書類

・4.1(1)～(7)の内容を記載した事業計画を提案書として提出すること。なお、選定された場合には、同提案書を事業契約における事業計画書として扱う。

・提案書は、日本語で作成すること。原則としてA4縦とし、以下に掲げる記載事項との対応を明確にしたうえで要領よく記載すること。

・提案書に提案業者の保有する技術情報が含まれている場合は、当該技術情報が含まれる提案書の該当ページの右上に「第三者開示制限」と記すものとする。

・なお、提案書を確認した結果、内容の変更・修正を依頼する場合や、却下する可能性もある。

・提案書の対象期間は3.4項の実施期間内とすること。

・金額は原則として消費税込の記載とすること。本提案要請においては消費税率10%を使用すること。ただし、契約においては契約時の法令の定めに従った消費税率を適用する。

・提案書作成にあたっては、2項の適用文書及びJAXAと事業者との間で締結する事業契約書(案)の内容を確認すること。

4.1 記載事項

(1) 応募資格要件

9項(2)に示す要件を満足することを示すこと。

(2) 事業概要

事業計画の要約として、どのような顧客に対してどのような観測データ・サービス事業を計画しているのか及びどのような利用促進を計画しているのかを記載すること。なお、事業には、不特定多数の一般ユーザが任意の対象地域のだいち4号データにアクセスできる仕組み(だいち4号データそのものの配布やだ

いち4号データそのもののクラウドプラットフォーム上での提供等)の構築を必ず含めること。

(3) 前提条件

事業計画の前提条件について簡潔にまとめること。

(4) 事業コンセプト・ビジョン

事業コンセプト(データ・サービスの提供地域や目標シーン数/サービス提供ユーザ数等を含む)やビジョン(理念や本事業で何をしたいのか等の基本方針を含む。)を示すこと。だいち4号の設計寿命(打上後7年間)も踏まえ、今回提案する事業を将来的にどのように発展させていくことを考えているのかを示すこと。

(5) 事業スケジュール

(6) 事業実施体制

事業実施体制(体制図、組織図、担当人数等)について具体的に示し、企業や担当者の経歴なども踏まえ、事業実施が可能であることを示すこと。更に、事業に関する一部の業務を行うための委託先または下請け先である下請業者(代理店等を含む)が予定されている場合は、下請業者の選定理由、役割分担、体制等の詳細を具体的に示すこと。

(7) データ・サービス提供価格

一般ユーザへの具体的なデータ・サービス提供価格を下記の前提に従ったうえで設定し、記載すること。

- ① 計画している各データ・サービスの標準価格を提示すること。複数のサービスを計画している場合は、一覧表として記載すること。なお、データ配布が従量課金制の場合には1シーンあたりの標準配布価格、定額制の場合は使用料を提示すること(複数の価格設定を行う場合は、高次付加価値プロダクトを含む各プロダクトの定義と対応する価格を一覧表として記載すること。)
- ② 各サービスにおけるだいち4号データの利用割合(利用料算出の際の按分割合)を明示すること。
- ③ 価格設定の際には、現状のだいち2号の一般ユーザ向け配布価格を考慮した価格とすること。
- ④ 提案の際には、当該価格設定に至った算定根拠を示すこと。

4.2 応募資格書類

以下の全ての書類を提出すること。

(1) 法人の現在事項証明書の写し

(2) 共同企業体(民法第667条に準じ、複数の事業者によって結成された企業体)の結成及び運営等について定

めた協定書(コンソーシアム契約)案(共同企業体での応募の場合)

- (3) 国の競争参加資格(全省庁統一資格)の写し
- (4) ISMS認証取得の証明書の写し

5. 資料の閲覧

提案書作成にあたって、開示を要求する資料がある場合には、秘密保持約款への同意書(様式1)に押印のうえ、12項の宛先に「だいち4号データ・サービス事業:資料開示請求」をタイトルにつけたメールに添付して送付したうえで、原本を郵送し、資料の閲覧を要求すること。

6. 質問書の提出

本提案要請に対する質疑応答は、以下に基づき実施する。回答にあたり、秘密保持約款への同意書(様式1)の提出を条件とすることがある。

なお、この質疑は、本提案要請書と同様の効力を有するものとする。

- (1) 質問は、様式2-1または2-2を添付し、12項に示す宛先に送付(押印不要。ワードファイルのまま)する。その際の件名は「だいち4号データ・サービス事業:質問」とすること。JAXAからの回答も電子メールにて行う。
- (2) 本提案の全般及び前提など、公平を期するためJAXAが必要と判断した場合等には、**質問事業者**の提案内容等を秘匿した上で質問及び回答を全ての提案予定業者に対して開示することがある。

B

7. 提案書等の提出期限等

(1) 提案書提出期限

提出期限は設定しない。JAXAは提案書を受領した順で確認するため、JAXAの確認期間(2週間程度)と事業開始希望時期を考慮の上、提出すること。

(2) 提出書類

- ・提案書(4.1項記載の項目を網羅したものであり、文字検索可能なファイル形式に限る)
- ・4.2項の応募資格書類

(3) 提出方法

電子メール添付にて12項のアドレス宛に提出すること。メールの件名は「だいち4号データ・サービス事業:提案書」とすること。ファイル容量等の制約で電子メール添付が困難である場合には、JAXA担当者と提出方法を相談すること。

8. 提案書の扱い

- (1) 本提案要請書等の記載事項は、止むを得ない事情により変更することがある。
- (2) 提案事業者が~~一般配布実施業者事業者~~に選定された場合、提案書は事業契約で定める「事業計画書」Bとして扱う。
- (3) JAXA は、提案書に含まれる技術情報を事前に提案者の書面による同意なしに第三者にこれを開示し、または他の目的((2)項を除く)に転用しない。

9. 事業者選定

- (1) JAXA は、提案書の提出を受けた後、内容の確認を行う(2週間程度)。その過程において疑問・不明な点等があれば JAXA から提案業者に質問や関連資料等の追加提出を求めるので、提案業者は速やかに回答すること。

(2) 応募資格要件

提案を行おうとする者は、次の要件をすべて満足する企業とする。

- ① 日本法に基づき適法かつ有効に設立され、かつ存続する法人であること。
- ② 国の競争参加資格(全省庁統一資格)を有していること。
- ③ ISMS 認証を取得していること(複数企業で共同提案する場合は、企業全てが当該認証を取得していること)。
- ④ 3.4項の実施期間内の各年度において、本業務を確実に実施できること。なお、各年度の事業実績と事業計画書との間で相当の乖離が見られる場合には、事業計画の見直し指示や翌年度以降の契約解除等をJAXAから申し出ることができるものとする。

※契約締結後、事業者が上記の応募資格要件を満たさなくなった場合、JAXA は本契約の全部又は一部を解除することができる。

(3) 選定結果

選定結果は提案事業者に通知する。なお、事業者として選定された者の事業者名を JAXA の HP にて公表する。

10. 契約の締結

事業者選定後、事業計画書について必要であればJAXAと事業者との間の調整を経て、事業契約書を締結する。なお、契約条件の変更には応じられない。

11. その他

JAXA から受領した資料は提案書提出時に全て削除するとともに、本件にて JAXA より開示された情報については、その全てを棄却し、本件にて知り得た情報を他用途で使用しないこと。

12. 担当者

〒305-8505 茨城県つくば市千現2丁目1番1

国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構 第一宇宙技術部門先進レーダ衛星プロジェクトチーム

三浦 聡子

email:alos-4_data-service@ml.jaxa.jp

以上